

事務連絡  
平成28年11月25日

茅ヶ崎市内に所在する  
指定介護予防訪問介護事業所 管理者 様

茅ヶ崎市保健福祉部高齢福祉介護課  
介護保険担当課長

指定訪問介護事業所のサービス提供責任者の兼務について

日頃より、本市の介護保険事業にご理解、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

本市では、平成29年4月より介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という。）を開始いたしますが、訪問型サービスにおけるサービス提供責任者の人員配置基準についてお知らせいたします。

訪問介護事業所及び介護予防訪問介護事業所と第1号訪問事業（国基準訪問型サービス及び訪問型サービスA）を実施する場合に配置するサービス提供責任者について、指定訪問介護事業者が第1号訪問事業に係る指定事業者の指定を併せて受け、かつ、指定訪問介護の事業と当該第1号訪問事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合には、指定訪問介護に規定されている介護給付の基準の範囲内で第1号訪問事業を提供することができます。

茅ヶ崎市総合事業の第1号訪問事業の、国基準訪問型サービス及び緩和した基準によるサービスの訪問型サービスAの提供をご検討いただく上で、事前に周知させていただきました。ご不明な点がございましたらご連絡くださいますようお願いいたします。

事務担当  
茅ヶ崎市保健福祉部高齢福祉介護課  
基盤整備担当  
電話：0467-82-1111

参考

配置基準等は次のとおりです。

サービス提供責任者（以下「サ責」という。）	介護福祉士又はその他厚生労働大臣が定める者（平成 24 年厚生労働省告示 118 号）
サービス A 提供責任者（以下「サ A」という。）	介護福祉士又はその他厚生労働大臣が定める者（平成 24 年厚生労働省告示 118 号）若しくは <b>市の実施する研修修了者</b>

（例）

※次に掲げる参考例は、必要最低限の基準です。実際の配置は、配置人数以上必要数としてください。

国基準：指定訪問介護、指定介護予防訪問介護、国基準訪問型サービスをいう。  
サービス A：茅ヶ崎市総合事業の、身体介護を伴わない生活援助を提供する、訪問型サービス A をいう。

利用者		必要数		
国基準	20人	サ責	1人	国基準を満たした上で、サ A として配置する。
サービス A	10人	サ A	0人	

利用者		必要数		
国基準	50人	サ責	2人	国基準を満たした上で、サ A として配置する。
サービス A	10人	サ A	0人	

常勤換算方法を採用する場合

必要数		
サ責	1以上	常勤換算方法の必要数
サ A	必要数	

必要数		
サ責	必要数	常勤換算方法によるものの場合、当該時間帯以外の時間に非常勤のサ A として配置することができる。
サ A	必要数	